

令和3年度永平寺町人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2及び永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、永平寺町職員の状況について次のとおり公表します。

1 職員の任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		R3	R4		
一般行政 部門	議会	2	2	0	
	総務	40	42	2	総務部門職員(課の新設を含む)の適正配置による増員
	税務	10	9	△1	税務部門職員の適正配置による減員
	民生	76	76	0	
	衛生	9	8	△1	衛生部門職員の適正配置による減員
	農林水産	7	8	1	農林水産部門職員の適正配置による増員
	商工	6	6	0	
	土木	10	10	0	
	計	160	161	1	
特別行政 部門	教育	38	36	△2	教育部門職員の適正配置による減員
	消防	38	39	1	消防職員の適正配置による増員
	計	76	75	△1	
一般行政・特別行政計		236	236	0	
公営企業 等会計部 門	水道	4	4	0	
	下水道	3	4	1	下水道職員の適正配置による増員
	その他	2	2	0	
総合計		245	246	1	

(注)1 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険事業や介護保険事業などの担当部門をいいます。

(2) 職員の採用状況

令和3年度採用	行政職	10人
	保育士	4人
	消防士	3人
	技能労務職	2人

(3) 職員の退職状況

令和3年度退職	定年退職	4人
	勧奨・その他	3人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2、第23条の3において、職員の執務については、その任命権者は定期的に人事評価を行わなければならないとされています。

本町では、職員がそれぞれ業務目標を設定し、その目標のレベルや達成するための取り組みなどを評価する手法を取り入れています。職員の能力や業績を適正に評価し、職員の人材育成や昇任等の人事管理に活用することで、公務能率の向上につなげています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

令和3年度の一般会計決算の人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (R3.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	18,057	9,836,153	460,672	2,080,153	21.1	18.3

(注)人件費には、職員給与のほか、町長等特別職の給与、議員報酬、地方公務員共済組合負担金などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

令和3年度の一般会計決算の職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	237	807,672	255,832	309,162	1,372,666	5,792

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は令和3年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

令和4年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給与月額等の状況は、次の表のとおりです。

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
永平寺町	43.2 歳	304,990 円	338,973 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
永平寺町	45.9 歳	222,741 円	230,973 円
国	50.9 歳	286,947 円	328,603 円

(注)1 一般行政職は、税務職、保健師、保育士、幼稚園教諭、消防職、企業職及び技能労務職を除いた職です。

(注)2 平均給与月額は、給料月額に毎月支払われる扶養手当、住居手当、管理職手当などを加えた額です。

(4) 職員の初任給の状況

令和4年4月1日現在の一般行政職職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分	大学卒		高校卒
	総合職	一般職	
永平寺町	171,700 円		150,600 円
国	総合職	186,700 円	150,600 円
	一般職	182,200 円	

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

令和4年4月1日現在の一般行政職職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主査 課長補佐	課長補佐	参事 課長	課長	
職員数(人)	20	14	23	26	6	15	104
構成比(%)	19.2	13.5	22.1	25.0	5.8	14.4	100.0

(6) 職員手当の状況

令和4年4月1日現在の主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

①扶養手当等

区分	内 容	永平寺町	国との比較	
扶養手当	配偶者	6,500円/月	国と同じ	
	子	10,000円/月		
	父母等	6,500円/月		
	扶養親族のうち、16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子(1人につき)	5,000円/月を加算		
住居手当	借家の場合	家賃 61,000円以上	28,000円/月	国と同じ
		家賃 27,000円を超え61,000円未満	家賃額から27,000円を控除した額の1/2に11,000円を加えた額	
		家賃 27,000円以下	家賃額から16,000円を控除した額	
通勤手当	交通機関等の利用者 (通勤距離片道2Km以上)	運賃等(定期券)相当額 (上限 55,000円/月)	国と同じ	
	乗用車等の使用者 (通勤距離片道2Km以上)	通勤距離に応じ、2,000円から31,600円まで		

②管理職手当

区 分	支給額
課長・消防長・消防署長	42,000 円 /月
参事・園長	29,000 円 /月

③期末・勤勉手当

(令和3年度支給割合)

区 分	永平寺町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.275 月	0.95 月	2.225 月	1.275 月	0.95 月	2.225 月
12月期	1.125 月	0.95 月	2.075 月	1.125 月	0.95 月	2.075 月
計	2.40 月	1.90 月	4.30 月	2.40 月	1.90 月	4.30 月
加算措置の状況	職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。			職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。		

④退職手当(令和4年4月1日現在)

永平寺町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		

⑤超過勤務手当

区 分	支給額	職員1人当たりの平均支給年額
令和3年度	35,658 千円	150,457 円

(注) 一般会計の対象職員のみです。

(7) 特別職の給料、報酬等の状況

令和4年4月1日現在の特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区分	給料又は報酬月額	期末手当
町長	840,000 円	6月期 1.525月 12月期 1.425月 計 2.95月
副町長	650,000 円	
教育長	540,000 円	
議長	290,000 円	6月期 1.675月 12月期 1.625月 計 3.3月
副議長	230,000 円	
議員	220,000 円	

4 職員の勤務時間その他の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、次の表のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

勤務時間帯	休憩時間
8時30分～17時15分	12時～13時

(注)1 勤務時間帯等は、職場や職種によっては上記と異なることがあります。

(2) 休暇等の状況

令和3年度職員の休暇制度及び休業制度の概要は、次の表のとおりです。

区分	内容	取得状況	
休暇	年次休暇	1年につき最高20日間与えられます。前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。	平均取得日数 約7日
	病気休暇	負傷や疾病のために勤務することができない場合、医師の証明などに基づき認められる休暇です。休暇の期間は90日以内(結核疾患の場合は1年以内)です。	取得者数 15人
	特別休暇	特別な事由により、勤務しないことが相当である場合として規則で定めている休暇です。結婚休暇や忌引休暇、産前・産後休暇などが規則で定められています。	—
	介護休暇	家族などを介護する必要がある場合、連続する6ヶ月の期間内で認められる休暇です。期間中、給与は支給されません。	取得者数 0人
育児休業	子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として休業できる制度です。期間中、給与は支給されません。	取得者数 9人	

(注)1 年次休暇は、年単位で与えられるため、令和3年1月1日から12月31日までの職員1人当たりの平均取得日数です。

(注)2 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、令和3年度中に休暇等を開始した職員数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が心身の故障などによりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して行う不利益処分のことです。分限処分には、給料の号給を低い額に決定する「降給」、一定期間職務に従事させない「休職」、現在の職よりも低い職に任命する「降任」及び職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。

令和3年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	降給	休職	降任	免職
処分者数	0人	5人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う制裁措置のことです。懲戒処分には、軽い順から義務違反の責任を確認し、書面等で戒める「戒告」、給料を一定期間減額して支給する「減給」、懲罰として一定期間職務に従事させない「停職」及び懲罰として職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。

令和3年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	1人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。(地方公務員法(以下「法」という。)第30条)

さらに、次のような義務、禁止及び制限事項が定められています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- ・信用失墜行為の禁止(法第33条)
- ・秘密を守る義務(法第34条)
- ・職務に専念する義務(法第35条)
- ・政治的行為の制限(法第36条)
- ・争議行為等の禁止(法第37条)
- ・営利企業等の従事制限(法第38条)

令和3年度は、サービス義務違反により処分された職員はありませんでした。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号までの規定に基づき、永平寺町職員の退職管理に関する規則を制定しました。

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対して、離職前5年間の職務に関する契約や処分(再就職先及びその子会社に対するものに限る)について、離職後2年間、職務上の行為をするようまたはしないよう要求や依頼をしてはならない、とされています。

8 職員の研修の状況

地方公務員法第39条には「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

令和3年度の職員の研修については、福井自治研修所での各階層別研修や専門研修、役場内での職員研修などに延べ318人受講しました。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業として、本町では生活習慣病予防検診やがん検診のほか、人間ドックの助成など健康管理事業を実施しています。

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し実施しています。令和3年度には、公務上のケガによる災害が 7件 認定されています。

10 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その処理する主な事務は次のとおりです。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決又は決定をすること。

本町は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

(2) 業務の状況

委託先の福井県から報告を受けた令和3年度の公平委員会の業務の状況は、次の表のとおりです。

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件